

●愛玩動物看護師国家試験に必要な法律の知識(出題基準より)

- ・ 獣医師法
- ・ 獣医療法
- ・ 愛玩動物看護師法
- ・ 感染症法
- ・ 狂犬病予防法
- ・ 薬機法
- ・ 麻薬および向精神薬取締法
- ・ 毒物および劇物取締法
- ・ 動物愛護管理法
- ・ ペットフード安全法
- ・ 身体障害者補助犬法
- ・ 廃棄物処理に関する法律
- ・ 化製場等に関する法律
- ・ 外来生物法
- ・ ワシントン条約
- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- ・ 鳥獣保護法
- ・ ラムサール条約

(1) 獣医師法 所管省庁⇒ **農林水産省**

- ・ 診療対象動物: **牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うさぎ**
- 政令で定める鳥(**アトリ科、カイツブリ科、カイツブリ科**)

① [無診療治療等] の禁止: [**自ら診察**] の処方や治療, **診断書**, **検案書** を発行してはいけない

② 診察の拒否は出来ない: [**正当な理由**] が診察を拒否してはいけない

・ **カルテ** の保管期間

牛、水牛、しか、めん羊、山羊... [**8**] 年 その他の動物(犬や猫など)... [**3**] 年

← 反芻動物
← 異常動物
↳ BSE、スクレピーなど

(2) 獣医療法 所管省庁⇒ **農林水産省**

・ 診療施設の開設の届出

→ 診療施設を開設する者は [**獣医師**] でなければならない

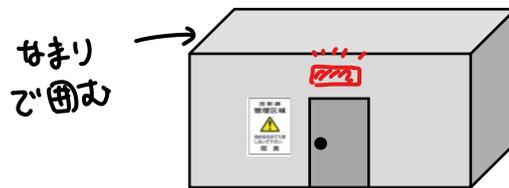
診療施設の開設・変更・廃止などの届出は [**10**] 日以内に行う(**都道府県知事**) まで届出

・ 診療施設が満たさなければならない基準はたくさんある

③ **放射線診療施設** について

- **放射線防護の三原則**: [**時間**], [**距離**], [**遮蔽**]

- [**放射線管理区域**]... 3ヶ月につき1.3ミリシーベルトを超えるおそれのある場所 → 表示が必要



- 放射線診療従事者に対して **個人線量** を測定する義務あり

→ 個人線量計を装着する場所 男性: [**胸部**] 女性: [**腹部**]

※ 線量測定記録は [**5**] 年保管する事!!



← からスワッチ!

(3) 愛玩動物看護師法 所管省庁⇒ **農林水産省と環境省**

- 対象動物: **犬、猫、その他政令で定める鳥(オウム科、アヒ科、カエデ科)**

★ 愛玩動物看護師は、国家試験に合格し**愛玩動物看護師法**に登録されて免許が発行される

※登録内容に変更(結婚などに伴う苗字の変更)は[**30**]日以内に届出

- 愛玩動物看護師は[**獣医師の指示の下**]に行う、投薬、採血、マイクロチップの装着、カテーテル採尿などを行うことができる

※ エアーズレスの際には、あらかじめ決められた手帳書に使い行うのとあわせて必ずしも獣医師の個別指示は必ず守る

(4) 感染症法 所管省庁⇒ **厚生労働省**

- 一類感染症(7つ)
南米出血熱、痘疹(天然痘)、エボラ出血熱、クリミア出血熱、コレラ、エボラ出血熱

輸入禁止動物: **サル、コウモリ、リス、クマ、ジャコウ猫、ハクビシロ**
サリン、ポリオ、狂犬病、SARS

ノスト、ハ、ヒョウ、ネコ、イヌ、ウサギ、リス、クマ、ジャコウ猫、ハクビシロ

(5) 狂犬病予防法 所管省庁⇒ **厚生労働省**

- 輸入**検疫**対象動物: **犬、猫、アライグマ、キツネ、スカンク**
- 犬の所有者は犬を取得した日から[**30**]日以内にその犬の所在地を管轄する**市区町村**に登録を申請し、犬の**鑑札**を取得しなければならない
- ※生後[**90**]日以内の場合は[**90**]日を経過した日から[**30**]日以内に登録
- 犬の所有者は飼犬に狂犬病予防注射を[**毎年1回**]受けさせ、[**狂犬病予防票**]を取得しなければならない
- 交付された**鑑札**と**注射済票**を飼犬に装着しなければならない(義務)
- ⇒ 予防員は登録を受けていない、観察を付けていない、注射済票を付けていない**犬を抑留**しなければならない



(6) ペットフード安全法

- 表示義務項目: **フード名、賞味期限、原材料名、原産国、事業者名および住所**

(7) 身体障害者補助犬法

- 身体障害者補助犬とは、[**盲導犬**]、[**聴導犬**]、[**介助犬**]を指す
- 国および地方公共団体、旅客施設・車両⇒[**拒否できない**]
その他の施設や民間の住宅⇒[**拒否しないことが望ましい**]

※施設利用者に補助犬が利用することについての理解を求めるツールとして、または、補助犬利用者が安心して補助犬を同伴できる様にするために入り口に掲示する



(8) 薬物に関する法律…薬機法, 麻薬取締法

LD50が小さい
50%の動物が死ぬ濃度



・ [毒薬] …毒性高い←少ない量でも死ぬ
保管方法: 他の薬剤と区別し, 施錠が必要

・ [劇薬] …毒物より毒性は少ない
保管方法: 他の薬剤と区別し, 施錠の必要は多い

・ [麻薬] …麻薬及び向精神薬取締法により指定された薬剤
指定された薬物の例 → モルヒネ, フェニル, コカイン, ハタミン など



☆麻薬の取扱 ⇒ [麻薬施用者] の免許が必要
↳ [医師, 歯科医師, 獣医師] が取得できる
※麻薬施用者が2名以上いる場合は [麻薬管理者] も必要 (上記に加えて [薬剤師] も取得できる)
保管方法: 施錠できる 堅固な設備内に保管
※使用の際は [帳簿] を作成し, その記録を [2] 年間保管すること

☆ (9) 動物愛護管理法 所管省庁 ⇒ 環境省

※対象動物: 飼育下にある 哺乳類, 鳥類, ハ虫類

●飼い主の責任: 適正飼養, 終生飼養, 危害予防 (他の人や物への危害を防がなければならない), 感染症の予防
逸走防止, 生殖管理, 所有者明示

●動物愛護週間 → [9月20日~9月26日]

●第1種動物取扱業者

① マイクロチップ…犬猫を取得したら [30] 日以内にマイクロチップを装着しなければならない

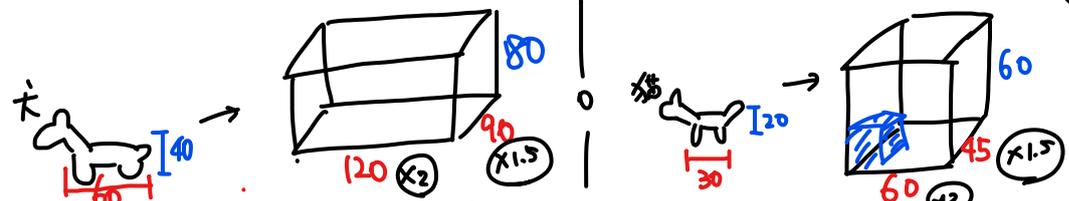
② 管理

・ 1年以上継続して所有する場合は [年1回] 以上の獣医師による診察必要
⇒記録を [5] 年間保管すること

・ ケージの大きさ

犬: 広さは体長の2倍 × 1.5倍以上 高さは体高の2倍以上 + 運動スペース

猫: 広さは体長の2倍 × 1.5倍以上 高さは体高の3倍以上 (1つ以上の段差) + 運動スペース



従業員の数により飼育できるMaxの頭数が決まる

③ 展示…休息できる場所を確保 あるいは [6] 時間まで展示すると休憩時間を設ける

④ 輸送…動物を輸送する場合は到着後, [2] 日間は目視で状態確認

⑤ 繁殖…繁殖制限を設ける

♀犬: 生涯で [6] 回まで出産 OK ([6] 歳まで) ※ただし, 出産が6回未満であれば7歳まで OK

♀猫: [6] 歳まで ※ただし, 出産が10回未満であれば7歳まで OK

※帝王切開をした場合は獣医師にさせ, 出生証明書と今後の繁殖の可否を診断 → 記録を [5] 年間保管

⑥ 販売…販売事業所以外での対面説明等は禁止 ⇒ 飼い主に動物の様子を直接見せる

※8週齢規則 (56日ルール)

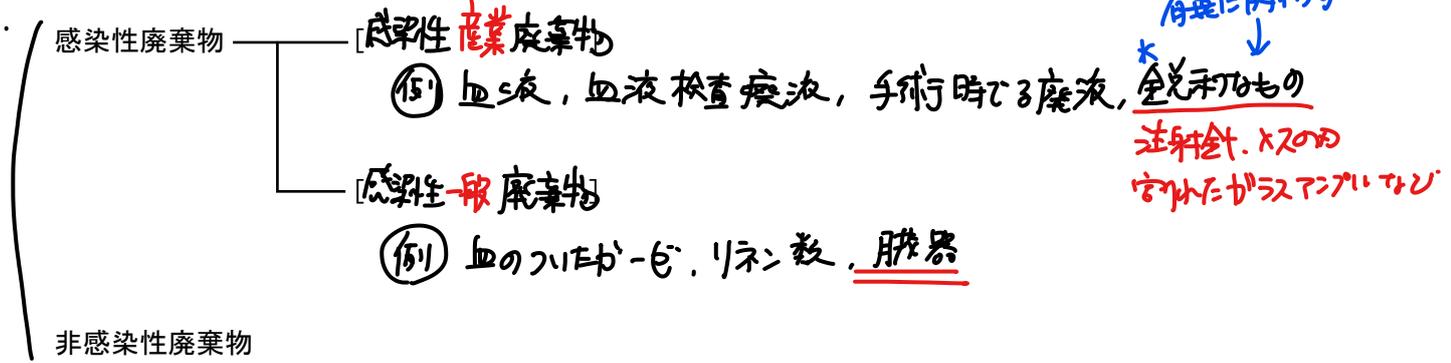
⇒販売のために, 生後 [8] 週齢未満の動物を展示してはいけない… [社会化期] を考慮

ただし, 天然記念物に指定 (文化財保護法) された犬は例外で 49日以降は OK

↳ 柴, 秋田, 北海道, 四国, 紀州, 甲斐



(10) 廃棄物処理に関する法律

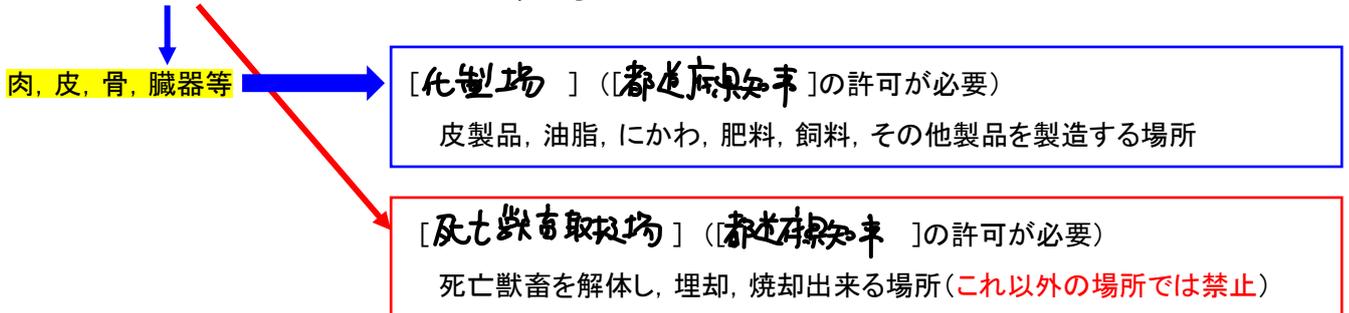


☆感染性廃棄物の梱包方法について



(11) 化製場等に関する法律

⇒法により[獣畜]に指定される動物: 牛, 馬, 豚, 犬, 羊, 山羊



※人が食べる食肉
 ⇒ [と畜場法]の管轄

(12) 外来生物法 所管省庁⇒環境省

- [特定外来生物]...飼育, 栽培, 保管, 運搬, 輸入 **禁止**
 ※[研究目的]などの特別な許可があればOK
 アライグマ, カミツキガメ, ハリネズミ, ヌートリア, キョン, ウミガザル, ブルケイル, セアカゴケグモ, ヒアリなど
- 2023年6月改正 [条件付特定外来生物]...[アヒミコガメ]と[アメリカザリガメ]
 ⇒現在飼育されている個体は継続飼育OK(繁殖により増やしてはいけない)
 ※他の特定外来生物と同様に輸入や販売, 放流は禁止

(13) 条約まとめ

ワシントン条約	絶滅の恐れのある野生動植物の国際取引に関する条約 ※生きている生物だけでなく、象牙や毛皮等の加工品も対象
ラムサール条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な <u>湿地</u> についての条約
カルタヘナ 議定書	生物の <u>多様性</u> に関する条約 遺伝子組み換え生物等の国境を越える移動に関する国際的な枠組み
京都 議定書	気候変動枠組み条約の議定書で <u>温室効果ガス</u> の排出削減を義務化する
バーゼル条約	有害廃棄物の国境を越える移動とその処分の規制に関する条約
ストックホルム条約	残留性有機汚染物質(POPs)に関する条約 ⇒分解されにくく、環境汚染により生物濃縮されやすく人体に毒性がある有機物

(14) 法律と対象動物の関係

法律名	所管省庁	対象動物など
獣医師法	農林水産省	牛、馬、 <u>ウシ</u> 、山羊、山羊、豚、 <u>犬</u> 、 <u>猫</u> 、鶏、 <u>河馬</u> <u>政令で定める鳥</u> (オウム科、アトリ科、カズビヤ科)
愛玩動物看護師法	農林水産省 環境省	犬、 <u>猫</u> <u>政令で定める鳥</u> (オウム科、アトリ科、カズビヤ科)
狂犬病予防法	厚生労働省	<u>輸入検査</u> 犬、 <u>猫</u> 、アライグマ、キツネ、スカンク
感染症法	厚生労働省	<u>輸入禁止</u> サル、フレグ、 <u>コウモリ</u> 、 <u>双足</u> 、 <u>イタチ</u> 、 <u>ハクビシ</u> 、 <u>セウネズミ</u>
動物愛護管理法	環境省	飼育下にある <u>哺乳類</u> 、 <u>鳥類</u> 、 <u>ハ虫類</u>
身体障害者補助犬法	厚生労働省	<u>補助犬</u> 盲導犬、聴導犬、介助犬

※ 保管

- 麻薬帳簿 ... 2年
- 放射線計量記録 ... 5年
- 愛護管理法のいじりた動物 ... 5年
- 犬猫 ... 3年
- 牛、羊 ... 8年